

改善基準の対応でお困りですか？  
 タッチパネルで簡単！  
 運行・労務管理  
 ロジコンばすがオスス必です！  
 ☎ 050-3818-1758  
 株式会社 システック <https://system2000.com>

Japan Trucking Association **JTA** 広報 **とらつく**  
 since 1953

毎月1日・15日発行  
**7月5日号**  
 発行所 公益社団法人 全日本トラック協会  
 〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5  
 全日本トラック協会会館  
 ☎ (03) 3354-1029 (総務部広報室)  
<https://jta.or.jp>  
※掲載に関するお問い合わせは広報室まで  
 (定時・平日9:00~17:00の間にのみ受け付けます)

# 斉藤国交大臣・鶴田局長も「業界の底力」に驚嘆!!

## 今こそ一致団結して荷主交渉へ!

### 関係省庁の施策を武器に 待遇改善を実現させよう!



ドライバーの待遇改善実現へ業界の一致結束を求める坂本会長 (6月27日、第一ホテル東京)

通常総会では、議事。あとは、我々会員が先立つて坂本克己会 事業者によって、築き長があいさつに立ち、上げられた仙に魂を入「国土交通省をはじめとした関係省庁によるも通す」ということわ施策が構築され、これの通り、会員事業者等と定款の変更(案)、までない強固な体制が一致結束して様々な取り組みを強力に進任(案)について、原案通り承認。また、① 29回「全国トラック」を改訂する法律の一部を修正する法律が成り立ち、改正事業法では、来年10月3日(日)に熊本県・熊本ホールにて開催の「熊本市トラック協会」が「平成28年に発生した熊本地震の際には、全国の事業者の皆様が多様なご支援を頂戴した。全国の会員事業者の皆様は、熊本の復興に力を貸した。熊本の復興に力を貸した。熊本の復興に力を貸した」とあいさつした。

通常総会を一時中断して開催した第206回理事会では、① 会長 佐藤 隆 (北海道トラック協会) の変更案、② 副会長 常任理事の選定(案) について審議し、承認。副会長には、松橋 一 氏(北海道協会)が、



斉藤 鉄夫 国土交通大臣

トラック運送事業 政府一丸となって様々な国民の暮らしと我々を取り組みを進めてまの国の経済を支える社 会インフラですが、い 礎となつては、わゆる「物流の2024年問題」に直面して います。この問題に対しては、

あらゆる施策を総動員しながら 物流の持続的成長を図っていく

平成30年の議員立法で創設された、「荷主への 準の運賃」の制度で、 国土交通省では、こ れらの制度をより実効 的なものとするべく、 「トラックGメン」に よる是正指導の強化や 「標準的な運賃」の引 上げに取り組みを進め ました。また、改正法 策として、今年に提出 した、ドライバーの 賃上げ原資確保のため の適正運賃導入や多重 下請構造の是正、物流 効率化を進めるための 法案が可決・成立し、 5月15日に公布されま した。このスピード成 立が実現したのは、ト ラック運送業界の皆様

通常総会では、議事。あとは、我々会員が先立つて坂本克己会 事業者によって、築き長があいさつに立ち、上げられた仙に魂を入「国土交通省をはじめとした関係省庁によるも通す」ということわ施策が構築され、これの通り、会員事業者等と定款の変更(案)、までない強固な体制が一致結束して様々な取り組みを強力に進任(案)について、原案通り承認。また、① 29回「全国トラック」を改訂する法律の一部を修正する法律が成り立ち、改正事業法では、来年10月3日(日)に熊本県・熊本ホールにて開催の「熊本市トラック協会」が「平成28年に発生した熊本地震の際には、全国の事業者の皆様が多様なご支援を頂戴した。全国の会員事業者の皆様は、熊本の復興に力を貸した。熊本の復興に力を貸した。熊本の復興に力を貸した」とあいさつした。

通常総会を一時中断して開催した第206回理事会では、① 会長 佐藤 隆 (北海道トラック協会) の変更案、② 副会長 常任理事の選定(案) について審議し、承認。副会長には、松橋 一 氏(北海道協会)が、

トラック運送事業 政府一丸となって様々な国民の暮らしと我々を取り組みを進めてまの国の経済を支える社 会インフラですが、い 礎となつては、わゆる「物流の2024年問題」に直面して います。この問題に対しては、

あらゆる施策を総動員しながら 物流の持続的成長を図っていく



坂本 克己 協 会長

通常総会では、議事。あとは、我々会員が先立つて坂本克己会 事業者によって、築き長があいさつに立ち、上げられた仙に魂を入「国土交通省をはじめとした関係省庁によるも通す」ということわ施策が構築され、これの通り、会員事業者等と定款の変更(案)、までない強固な体制が一致結束して様々な取り組みを強力に進任(案)について、原案通り承認。また、① 29回「全国トラック」を改訂する法律の一部を修正する法律が成り立ち、改正事業法では、来年10月3日(日)に熊本県・熊本ホールにて開催の「熊本市トラック協会」が「平成28年に発生した熊本地震の際には、全国の事業者の皆様が多様なご支援を頂戴した。全国の会員事業者の皆様は、熊本の復興に力を貸した。熊本の復興に力を貸した。熊本の復興に力を貸した」とあいさつした。

通常総会を一時中断して開催した第206回理事会では、① 会長 佐藤 隆 (北海道トラック協会) の変更案、② 副会長 常任理事の選定(案) について審議し、承認。副会長には、松橋 一 氏(北海道協会)が、

あらゆる施策を総動員しながら 物流の持続的成長を図っていく

全日本トラック協会は6月27日、東京都港区の第一ホテル東京で第101回通常総会ならびに第206回理事会を開催した。通常総会では、6月6日に開催された第205回理事会で承認された令和5年度事業報告書(詳細6・7頁)について報告を行い、5年度計算書類や理事・監事の選任・退任等の各案について審議した(関連2頁)。

通常総会を一時中断して開催した第206回理事会では、① 会長 佐藤 隆 (北海道トラック協会) の変更案、② 副会長 常任理事の選定(案) について審議し、承認。副会長には、松橋 一 氏(北海道協会)が、

トラック運送事業 政府一丸となって様々な国民の暮らしと我々を取り組みを進めてまの国の経済を支える社 会インフラですが、い 礎となつては、わゆる「物流の2024年問題」に直面して います。この問題に対しては、

あらゆる施策を総動員しながら 物流の持続的成長を図っていく

は当時)。鶴田 物流・自動車局長と丹羽道路局長が来賓あいさつを行った(2面に詳細)。総会後に行われた懇親会には、来賓として 斉藤 鉄夫 国土交通大臣が出席してあいさつを行

認定取得が外国人材受け入れのための条件です  
**安心を免せる!人が集まる!**  
 2024年度 申請受付  
 国土交通省創設 **働きやすい職場認証**  
 制度の詳細はこちら  
 一つ星・二つ星 申請期間  
**7月1日から受付開始**  
 日本海事協会

トラックシート製造・販売  
 国産生地を一級帆布技能士が縫製 高品質・低価格でご提供します。 在庫限りは以下金額でさせていただきます。 例. 5号帆布 m単価1,650円(税込)~ 7月21日より生地代が値上げとなります。  
 トラックシート販売専用HP  
 トラックシート本舗 検索  
 製造・販売 創業1910年 株式会社ニシイテント  
 TEL: 06-6582-2971 FAX: 06-6583-3178  
<https://truck-sheet.com/>

配達くん 運輸業専門の経営管理システム  
 信頼されて39年! 大創システムが送り出す  
 機能選択型システム「配達くん」とは?  
 新バージョンリリース  
 大創システム株式会社 DAISO SYSTEM CO., LTD.  
 本社 〒110-0005 東京都台東区上野 1-17-6  
 TEL.03(3831)3300 FAX.03(3831)3369  
 東北支店 〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町1-3-26  
 TEL.022(706)2821 FAX.022(706)2822  
<https://daisosystem.co.jp/>  
 詳細は下記をクリック  
 配達くん 検索







「二ユース・ターミナル」(官公庁二ユース等)

「標準的運賃活用の徹底」「トラックの機能強化」など盛り込む。骨太方針。政府は6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(骨太方針)を閣議決定した。

「標準的運賃」の活用を徹底するとともに、トラック運送業者の持続的・構造的な成長に向けた「流通業務の総合化」及び効率化の促進に係る法律及び貨物自動車運送事業法(改正物流法)に

「二ユース」の活用を徹底するとともに、トラック運送業者の持続的・構造的な成長に向けた「流通業務の総合化」及び効率化の促進に係る法律及び貨物自動車運送事業法(改正物流法)に

「二ユース」の活用を徹底するとともに、トラック運送業者の持続的・構造的な成長に向けた「流通業務の総合化」及び効率化の促進に係る法律及び貨物自動車運送事業法(改正物流法)に

「二ユース」の活用を徹底するとともに、トラック運送業者の持続的・構造的な成長に向けた「流通業務の総合化」及び効率化の促進に係る法律及び貨物自動車運送事業法(改正物流法)に

危険予知訓練(KYT)シートの解説。交通安全防止編。あなたは、退避時間帯の幼稚園そばの道路を走行しています。前方にはスクールバスが停車しています。

法令クイズ。①(法第9条)車両は、歩行者用道路を許可を受けて通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません。

募集期間は8月20日(水)18時まで。応募方法は、詳細は「グリーン物流パートナーシップ会議」を参照。

荷主・物流事業者に対する規制の措置のポイント【流通業務総合効率化法】。①すべての事業者。②荷主※(発荷主、着荷主)。

公正取引委員会では、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に係る法律」(フリーランス・事業者間取引適正化法等)が11月1日に施行される。

「物流の2024年問題」を念頭に、具体的な想定ルートを選定を含め、本組組みを夏頃に取り組み、早期に社会実験に向けた準備に着手し、10年後を目途に先行ルートでの実現を目指す。

警察庁は6月26日、大型免許の導入を推進する。中型・準中型は、令和8年4月に大型は9年4月にトラック等導入される。

中小企業庁は6月21日、「価格交渉促進月間」(2024年3月)の調査結果を発表した。中小企業では、毎年3月と9月の同月間に合わせ、受注企業が、発注企業にどの程度価格交渉・価格転嫁できたかを把握する

資格を取得しているなど、退職自衛官は自動車運送業等にとって即戦力として期待されている。このため、全ト協では国交省、防衛省と申合せを締結。地方運輸局、自衛隊地方協力本部等、都道府県トラック協会との間で、次の取り組みについて一層の連携を図る。

都市内輸送に加え、都市間の長距離輸送にも天然ガストラックを。日本ガス協会では、物流の大動脈である都市間の長距離輸送と、都市内輸送の両面から、天然ガス自動車の普及拡大を進めています。

東海電子株式会社 無料セミナーのご案内。最新情報で徹底解説！ 御社にとってどちらの運用が合うのかお教えします！ 遠隔点呼 自動点呼 in 横浜。7/18 14:00-17:00。7/22 13:30-14:30。7/26 10:30-14:30。

# 公益社団法人全日本トラック協会

1面に関連

## 事業活動の概要

### I 一般情勢

令和5年度の我が国経済は、コロナ禍の5年連続の成長を遂げ、30年ぶりとなる高水準のGDPと企業投資の増加を特徴として、物価の安定化に向けた政策により、ゆるやかな回復に向けた動きが確認されている。民間消費の回復が顕著で、物産展の開催も活況を呈している。国内の物産展は減少傾向にあり、消費の回復が顕著で、物産展の開催も活況を呈している。国内の物産展は減少傾向にあり、消費の回復が顕著で、物産展の開催も活況を呈している。

### II 事業活動の重点施策

#### (1) 貨物自動車運送事業法に係る「標準」に係る時限措置延長への対応

貨物自動車運送事業法に係る「標準」の時限措置延長等の対応。平成30年改正の貨物自動車運送事業法に定める標準は、令和6年3月までの時限措置延長を予定していたが、コロナ禍による物産展の減少などにより、標準の適用が困難な状況が生じている。本協会では、標準の適用が困難な状況が生じている。本協会では、標準の適用が困難な状況が生じている。

#### (2) 標準的な運賃の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進

標準的な運賃の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進。標準的な運賃の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進。標準的な運賃の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進。標準的な運賃の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進。

#### (3) 荷主対策の深度化の推進

荷主対策の深度化の推進。荷主対策の深度化の推進。荷主対策の深度化の推進。荷主対策の深度化の推進。荷主対策の深度化の推進。荷主対策の深度化の推進。荷主対策の深度化の推進。荷主対策の深度化の推進。

#### (4) 燃料高騰対策等の促進

燃料高騰対策等の促進。燃料高騰対策等の促進。燃料高騰対策等の促進。燃料高騰対策等の促進。燃料高騰対策等の促進。燃料高騰対策等の促進。燃料高騰対策等の促進。燃料高騰対策等の促進。

#### (5) 改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等(2024年問題)への適切な対応

改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等(2024年問題)への適切な対応。改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等(2024年問題)への適切な対応。改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等(2024年問題)への適切な対応。

#### (6) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保

多様な施策による良質なドライバーの人材確保。多様な施策による良質なドライバーの人材確保。多様な施策による良質なドライバーの人材確保。多様な施策による良質なドライバーの人材確保。多様な施策による良質なドライバーの人材確保。

#### (7) 交通及び労災事故の防止対策の推進

交通及び労災事故の防止対策の推進。交通及び労災事故の防止対策の推進。交通及び労災事故の防止対策の推進。交通及び労災事故の防止対策の推進。交通及び労災事故の防止対策の推進。

#### (8) 交通安全対策の推進

交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。

#### (9) 労務管理の高度化の対応

労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。

#### (10) 大型トラックの安全対策

大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。

#### (11) 労働安全衛生対策の推進

労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。

#### (12) 交通安全対策の推進

交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。

#### (13) 労務管理の高度化の対応

労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。

#### (14) 大型トラックの安全対策

大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。大型トラックの安全対策。

#### (15) 労働安全衛生対策の推進

労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。労働安全衛生対策の推進。

## 令和5年度 事業報告書

1面に関連

### 事業活動の概要

令和5年度の事業活動概要。令和5年度の事業活動概要。令和5年度の事業活動概要。令和5年度の事業活動概要。令和5年度の事業活動概要。令和5年度の事業活動概要。令和5年度の事業活動概要。令和5年度の事業活動概要。

### 事業活動の重点施策

事業活動の重点施策。事業活動の重点施策。事業活動の重点施策。事業活動の重点施策。事業活動の重点施策。事業活動の重点施策。事業活動の重点施策。事業活動の重点施策。

### 交通安全対策の推進

交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。交通安全対策の推進。

### 労務管理の高度化の対応

労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。労務管理の高度化の対応。







# 台風・大雨への備えを徹底しましょう

## 防災気象情報を有効に活用し 異常気象時下の事故を未然に防ぐ

近年、多くの死者・行方不明者が発生する風水害が全国各地で多発している。特に、初夏から秋にかけては、台風や前線などの影響で、大雨、洪水、暴風、高潮等による自然災害が発生しやすくなる。

異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することを困難な状況下で荷主に輸送を強

### 1 初夏から秋にかけての気象の傾向

#### 命に危険が及ぶような自然災害が多発 非常に激しく降るゲリラ豪雨も頻発

大陸と大洋にはさまれた日本では、季節の水、暴風、高潮などの被害を繰り返している。特に、傾斜が急な山や川が多い本州では、台風や前線による大雨を降らせる。また、7月から10月にかけては、日本に接近・上陸する台

### 2 「異常気象時における措置の目安」

#### 気象情報を基に運行可否を判断 輸送を強要された場合には国交省に通報を

表は、国交省が通過と定めている「異常気象時における措置の目安」である。

大雨の際には、1時間降水量が50mmを超える

表	異常気象時における措置の目安		
気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20~30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30~50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプランニング現象)	輸送を中止することも検討すべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10~15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中は横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15~20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	輸送を中止することも検討すべき
	20~30m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討すべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発せられているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良(濃霧・暴風時)	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討すべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

\* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じず輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月29日付国交第73号、国土第77号、国土第67号)」に基づき行政処分を行う。

かかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省ホームページ内の「悪質な荷主等に関する通報窓口(目安箱)」(二)次(元コード)や、最寄り

### 3 「防災気象情報」の活用

#### 災害発生が予測される場合に発表 情報発表時には速やかな運行可否の判断を

異常気象時においても輸送の安全を確保していくためには、まず日頃から最新の防災気象情報等に留意する必要がある。

### 1 早期注意情報

#### 警報級の現象が5日先までに予想されている時

警報級の現象が5日先までに予想されている時は、その可能性を「早期注意情報(警報級の可能性)」として「(高)」「(中)」の2段階で発表している。



前日の夕方以降で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までに警報級の大雨となる可能性もあることが分かる!

「(中)」が発せられた場合は、可能性は高くないが、

これらの防災気象情報が発出された場合、トラック運送事業者には運行継続の可否に関する速やかな判断が求められる。なお、輸送の安全を確保するための必要な措置の実施の判断を行うにあたっては、出発地だけで

「(高)」が発せられた場合は、心構えを早め、これが発せられたら、大雨や洪水の「警報」、さらには「土砂災害警戒情報」にも注意する必要がある。

「(中)」が発せられた場合は、可能性は高くないが、

砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況であることを伝える情報である。

「(高)」が発せられた場合は、危険度が高まっていることが示される。



平成30年(2018年)7月半における広島市安芸区付近の「洪水キキウ」の状況(上段)と同県東広島市付近の状況(下段)は、洪水キキウは、現行の配色に合わせて当時の画像を一部変更。出典:気象庁

### コラム「線状降水帯による呼びかけ」を府県単位に絞り込んで実施(気象庁)

近年、毎年のように線状降水帯による顕著な大雨が発生し、数多くの甚大な災害が発生している。

### 安全運行のオアシス

## トラックステーション

全国23か所のトラックステーション(TS)は、トラックドライバーの安全運行を支える、長距離運行に欠かせない休憩施設です。

JTA 全日本トラック協会

各施設の運営時間・概要・周辺地図は、JTA 全日本トラック協会のHPに掲載

名称	所在地	電話番号	駐車台数
札幌	北海道札幌市厚別区厚別東5条1-1-2	011-897-9101	39
苫小牧	北海道苫小牧市ウナイ北11-11-33	0144-55-7491	63
仙台	宮城県仙台市宮城野区宮竹4-1-15	022-232-9336	39
白河の関	福島県白河郡泉崎町大字泉崎字夏計15-1	0248-21-7167	45
茨城	茨城県小美玉市西郷地字新田1390	0299-48-3455	30
矢板	栃木県矢板市乙坂440-2	0287-48-1919	46
大宮	埼玉県さいたま市西区三橋6-699-1	048-623-6815	41
東神	神奈川県大和市上草柳588	046-261-1100	97
新潟	新潟県新潟市西区山田196-1	025-233-6961	52
金沢	石川県金沢市千木町1-21-1	076-257-2755	56
浜松	静岡県浜松市中央区遠流町2-3	053-421-5311	116
名古屋	愛知県名古屋港区港前3-601	052-303-2188	97
亀山	三重県亀山市小野町坂口586-4	0595-82-3935	82
彦根	滋賀県彦根市鳥居本町字むささみ2337-1	0749-26-0156	45
大原	大阪府堺市川市木屋元町20-1	072-832-2362	80
奈良	奈良県奈良市針町487-1	0743-82-0622	60
岡山	岡山県岡山市中区倉富285-19	086-277-4055	37
尾道	広島県尾道市高瀬町字久保21193-3	0848-46-1882	37
三次	広島県三次市西通町船所1468	0824-63-0025	30
北九州	福岡県北九州小倉北区東港1-3	093-581-5031	70
鳥栖	佐賀県鳥栖市吉町617-1	0942-83-7035	48
諫早	長崎県諫早市貝津町1051-12	0957-26-8228	45
大分	大分県大分市大字上戸次字宇土10645-2	097-597-6233	43

※駐車台数は大型車とトレーラーの台数の合計。なお、諫早TSは45台の中型車を含む。

### グリーン経営認証で環境にやさしい取組を!

認証取得後8トン以上のトラックで3.1%の燃費向上、車両故障件数20.9%減少。交通事故発生件数25.9%減少など(グリーン経営認証取得による効果、2022年版より)環境改善にとどまらない効果。

対象業種	日時	会場	主催	問合せ先
トラックバス、タクシー	7月25日(木)	13:30~15:30	オンライン	中部運輸局
トラックバス、タクシー	8月7日(水)	13:30~15:30	オンライン	九州運輸局
トラックバス、タクシー	8月23日(金)	13:30~16:30	千葉県トラック協会 3階 大研習室 千葉県千葉市美浜区新港212-10	関東運輸局 エコモ財団 グリーン経営講習会係 ☎03-5844-6276 ※ガイダンスの2番を押しください
トラックバス、タクシー	8月28日(水)	13:30~16:30	滋賀県トラック協会 トラック総合会館 視聴覚室(3階) 滋賀県彦根市木浜町2298-4	近畿運輸局
トラックバス、タクシー	9月中旬(予定)	-	新潟県内	北陸信越運輸局

※講習会は、エコモ財団の担当者がグリーン経営について説明します。既に認証登録をされている事業者の皆様も参加も可能です。

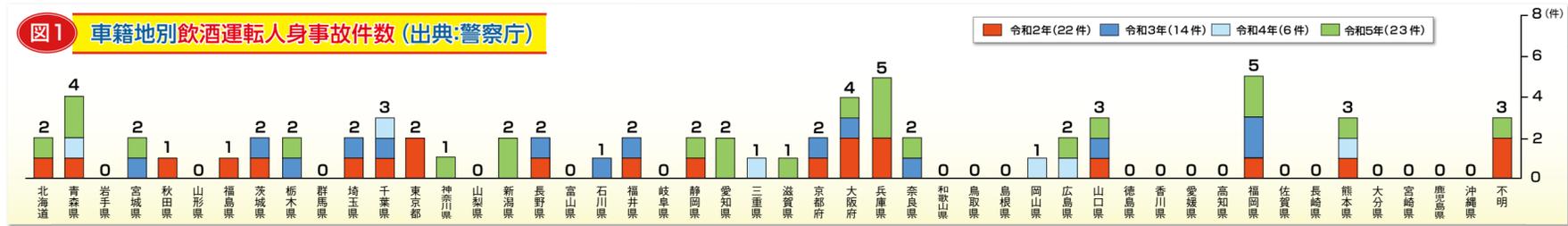
グリーン経営ホームページ <https://www.green-m.jp/>  
「認証基準」、「取組事例」など詳細は [グリーン経営](#) で検索

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団  
〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル10階  
(略称:エコモ財団) グリーン経営事務局 ☎03-5844-6276 <http://www.ecomo.or.jp>

掲示用

# 飲酒運転の根絶に向けて!!

図1 車籍別飲酒運転人身事故件数 (出典:警察庁)



## 飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為

車籍別ワースト2  
兵庫、福岡、青森、大阪

死亡事故などの重大事故に直結する「飲酒運転」が、いまだにあとを絶ちません。酒酔い、酒気帯びなどの飲酒運転はきわめて悪質・危険な犯罪行為であり、ドライバー本人や同乗者等が厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果を招くことになりかねません。また、事業用トラックドライバーが飲酒運転で事故を起こし、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合は、事業者の責任も問われ、事業停止や車両使用停止などの行政処分を受けるだけでなく、社会的信用も失墜し、経営に重大な影響を及ぼすこととなります。

飲酒運転を防止するためには、ドライバーの意識もさることながら、事業者として点呼時のアルコールチェックの徹底が欠かせません。

ここでは、近年の飲酒運転事故の発生状況とともに、点呼の実施とアルコール検知器の使用などについて紹介します。

**事業用トラックにおける近年の飲酒運転事故件数分析**

事業用トラックにおける飲酒運転人身事故件数は35件となっています(図1)。これは、令和元年(2019年)の33件から増加したもので、令和元年以来、増加傾向が続いています。令和5年には、令和元年に比べて約1.5倍に増加しています。また、令和5年には、令和元年に比べて約1.5倍に増加しています。また、令和5年には、令和元年に比べて約1.5倍に増加しています。

**飲酒運転には運転者にも事業者にも厳しい罰則**

飲酒運転による人身事故(図5)。ひとたび事故などが起これば、社会的信頼性を大きく損ない、取引先からの取引停止などにより経営破綻にも繋がりがかねません。

このように、運転者本人のみならず、事業者も飲酒運転に厳しく罰せられるなど、深刻な事態を引き起こしかねない「飲酒運転」は、絶対に根絶しなければなりません。

また、事業者は、所属運転者への常日頃からの指導・監督はもとより、業務前・業務後の対面点呼時および対面点呼時以外の方法で行う点呼その他の方法で行う点呼の結果、解雇や失業、さらには家庭崩壊を招いてしまつても珍しくありません。

さらに、運送事業者にも大きな影響を与えます。

図2 「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標

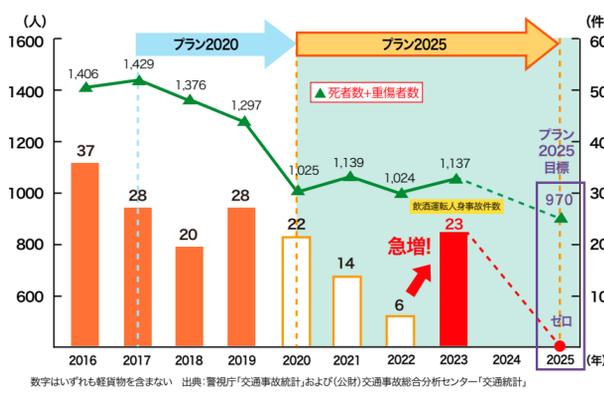


図3 飲酒事案発覚時刻

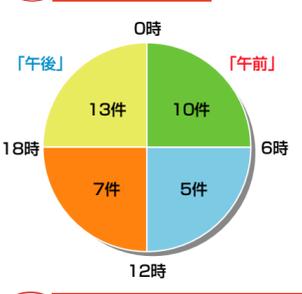


表1 飲酒実態

項目	件数
点呼が実施されなかった事例	15
点呼後の運行中に飲酒した事例	14
調査中	6
計	35

表2 会員・非会員の別(全ト協調べ)

項目	件数	会員	非会員	不明
点呼が実施されなかった事例	15	14	0	1
点呼後の運行中に飲酒した事例	14	10	2	2
調査中	6	4	0	2
計	35	28	2	5

図6 点呼の実施とアルコール検知器の使用

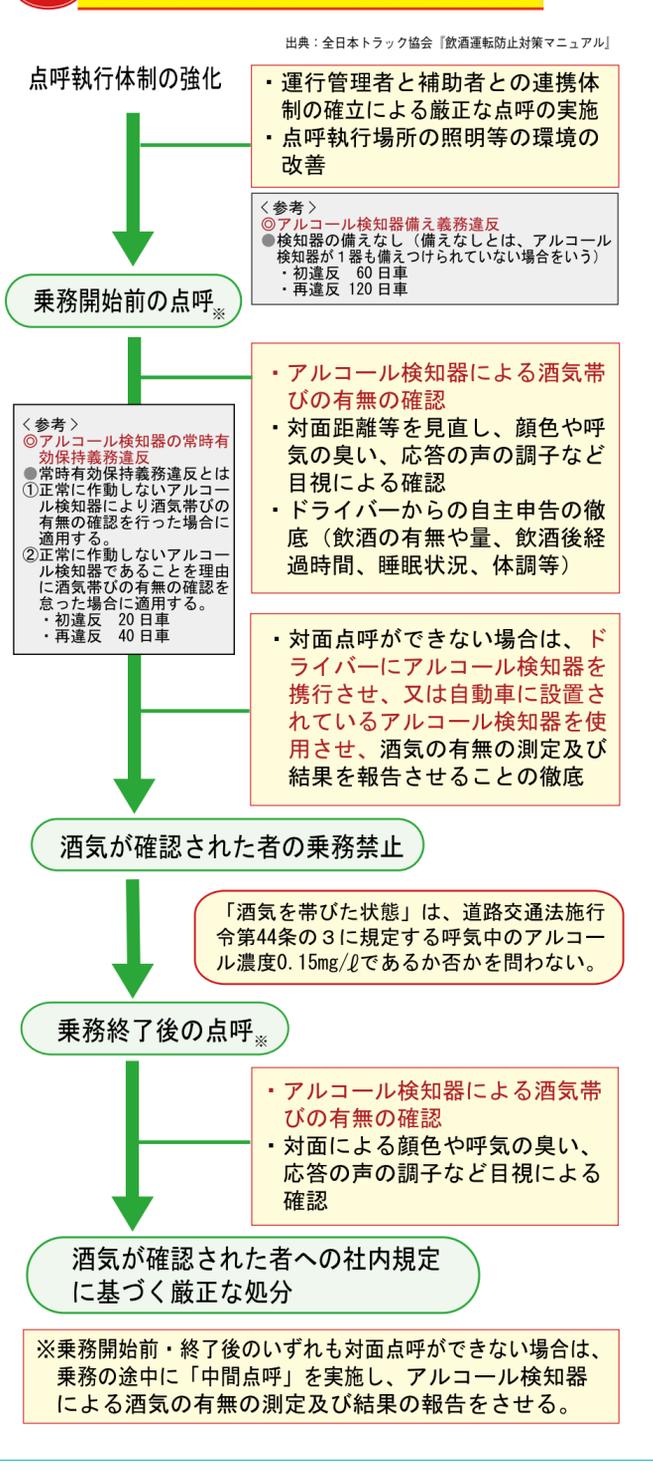


図4 飲酒運転に対する運転者への罰則

**事故を起こさなくても違反だけで** (道路交通法)

**酒酔い運転**

- 5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
- ※免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

**酒気帯び運転**

- 3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金

**違反点数と行政処分**

呼気1リットルにつき0.25mg以上	25点	免許取消し(欠格期間2年)
呼気1リットルにつき0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止(90日)

※上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

**飲酒運転で人身事故を起こすと** (自動車運転死傷行為処罰法)

**危険運転致死傷罪**

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
- 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
- 負傷事故 → 15年以下の懲役

**過失運転致死傷罪**

- アルコールの影響により正常な運転ができない恐れのある状態で人身事故を起こすと
- 死亡事故 → 15年以下の懲役
- 負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

**7年以下の懲役もしくは禁錮 又は100万円以下の罰金**

図5 飲酒運転に対する事業者への行政処分

**運転者が飲酒運転を引き起こした場合**

初違反 100日車  
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

**事業者が飲酒運転を下命・容認した場合**

違反営業所に対して 14日間の事業停止

**飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合**

違反営業所に対して 7日間の事業停止

**運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合**

違反営業所に対して 3日間の事業停止